

権限明示 等 その他

損害保険の場合

募集人は、お客さまと申込先損害保険会社との損害保険の媒介、または契約締結の代理権を有していません。

なお、当代理店の取扱保険商品の中には告知受領権を有する商品もあります。

お客さまに告知いただいた保険申込書(告知書)の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり保険金をお支払い出来ないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

生命保険の場合

募集人は、お客さまと申込先の生命保険会社と生命保険契約の媒介を行いますが、契約締結の代理権はありません。また、募集人には告知受領権もありません。

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しています。よって、募集人に口頭でお話頂いても告知したことにはなりませんので、告知書へのご記載をお願い致します。

なお、生命保険契約は、生命保険会社が承諾した時に有効に成立します。

個人情報に関する取り扱い

保険相談の実施にあたり、募集人より当社の個人情報の収集、および取扱についてご確認ください。

反社会的勢力でないことの確認について

当代理店は、反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。

また、反社会的勢力による不当要求には応じません。申し出の意図が、社会的・倫理的見地からみて不当であると思われる場合にはその申し出をお断り致します。